

刑務所出所者等就労支援事業  
（協力雇用主等支援業務）  
に関する民間競争入札実施要項（案）

令和元年〇月  
厚生労働省職業安定局  
雇用開発企画課就労支援室

## 目次

第1	趣旨	3
第2	刑務所出所者等就労支援事業（協力雇用主等支援業務）の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき質に関する事項	3
1	事業の目的	3
2	用語の定義	3
3	事業期間	3
4	入札	4
5	事業の内容等	4
6	事業の実施体制の確保	5
7	事業の実施により確保されるべき質に関する事項	6
第3	委託費の支払いに関する事項	6
1	委託費の経費の内容	6
2	委託費の概算による支払いの取扱い	6
3	会計手続に関する受託者の責務	7
4	法令変更による増加費用及び損害の負担	7
第4	入札参加資格に関する事項	7
1	入札参加資格	7
2	入札参加グループでの入札について	8
第5	入札に参加する者の募集に関する事項	8
1	入札の実施手続及びスケジュール	8
2	入札実施手続	9
第6	落札者を決定するための評価の基準その他の落札者の決定に関する事項	10
1	落札者を決定するための評価基準	11
2	落札者の決定	11
第7	本事業に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項	11
第8	受託者が厚生労働省に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他適正かつ確実な実施の確保のために受託者が講ずべき措置	12
1	報告等	12
2	調査	12

3	指示	12
4	秘密の保持	12
5	個人情報の取扱い	12
6	契約に基づき受託者が講ずべき措置	12
第9	受託者が本事業を実施するに当たり第三者又は国に損害を加えた場合において、その損害賠償に関し契約により当該受託者が負うべき責任に関する事項	15
1	第三者に損害を与えた場合	15
2	厚生労働省に損害を与えた場合	16
第10	本事業に係る評価に関する事項	16
1	事業の実施状況に関する調査の時期	16
2	調査の方法	16
3	調査項目	16
4	意見聴取	16
5	実施状況等の提出	16
第11	その他本事業の実施に関し必要な事項	16
1	本事業の監督上の措置等の監理委員会への報告	16
2	厚生労働省の監督体制	17
3	受託者の主な責務等	17

## 【別紙】

別紙1	委託費の支払いについて
別紙2	刑務所出所者等就労支援事業（協力雇用主等支援業務）に係る評価基準及び採点表
別紙3	従来の実施状況に関する情報の開示
別紙4	事業概要
別紙5	従来 of 事業実施方法

## 【様式】

様式1	月次報告
様式2	情報収集業務その1
様式3	情報収集業務その2

# 刑務所出所者等就労支援事業（協力雇用主等支援業務） に関する民間競争入札実施要項

## 第1 趣旨

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「法」という。）に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものである。

前記を踏まえ、厚生労働省は、公共サービス改革基本方針（令和元年7月9日閣議決定）別表において民間競争入札の対象として選定された刑務所出所者等就労支援事業（協力雇用主等支援業務）について、公共サービス改革基本方針に従って、民間競争入札実施要項（以下「実施要項」という。）を定めるものとする。

## 第2 刑務所出所者等就労支援事業（協力雇用主等支援業務）の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき質に関する事項

### 1 事業の目的

事業主に対して、刑務所出所者等の雇用に係る啓発・支援を実施し、刑務所出所者等のために求人を確保するとともに、事業主からの要望や刑務所出所者等の就労状況を把握することにより、もって刑務所出所者等の雇用の促進及び刑務所出所者等を雇用する事業主に対する支援策の充実強化を図る。

### 2 用語の定義

- (1) 「刑務所出所者等」は、刑事施設（刑務所、少年刑務所及び拘置所をいう。以下同じ。）に収容されている懲役受刑者、禁錮受刑者及び少年院に収容されている在院者（以下「受刑者等」という。）並びに更生保護法（平成19年法律第88号）第48条又は売春防止法（昭和31年法律第118号）第26条第1項の規定による保護観察の対象者及び更生保護法第85条第1項の規定による更生緊急保護の対象者をいう。
- (2) 「矯正施設」は、刑事施設及び少年院をいう。
- (3) 「協力雇用主」は、犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない刑務所出所者等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主のうち、協力雇用主として保護観察所に登録していることを受託者に情報提供することに同意している事業主をいう。
- (4) 「刑務所出所者等就労支援事業専用求人」は、刑務所出所者等の雇用を確保する観点から、刑務所出所者等へののみ紹介を行い、一般の求職者に紹介を行わない求人をいう。
- (5) 「受刑者等専用求人」は、「刑務所出所者等就労支援事業専用求人」のうち、特定の矯正施設に収容されている受刑者等を紹介対象として指定する求人であって、当該矯正施設の受刑者等に対し矯正施設所在中から採用面接を行うものをいう。

### 3 事業期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

#### 4 入札

東京都、神奈川県、愛知県、大阪府及び福岡県の5都府県を事業実施対象地域とし、それぞれで入札を実施する。

#### 5 事業の内容等

事業の内容等は以下のとおりであり、具体は別添資料「刑務所出所者等就労支援事業（協力雇用主等支援業務）に関する仕様書」（以下「仕様書」という。）に従うものとする。

##### (1) 啓発・支援業務

対象事業主

イ 協力雇用主

ロ 人手不足分野の事業主その他刑務所出所者等の雇用が見込まれる事業主

実施内容

受託者は、求人確保に資することを目的として、協力雇用主等支援員に対して、次のイから八までのとおり、啓発・支援業務を実施させるものとする。

イ 刑務所出所者等の雇用に関する周知・啓発を行うこと。

ロ 労働市場情報、刑務所出所者等の求職情報、刑務所出所者等の雇用に係る助成金等をはじめとする各種事業主援助措置（刑務所出所者等の雇用以外に関するものも含む。）に関する情報等、求人確保に当たって効果的な情報の提供を行うこと。

ハ 刑務所出所者等の雇用管理に関する助言を行うこと。

##### (2) 求人開拓業務

対象求人

求人開拓業務の対象となる求人は、 に掲げる事業主からの求人であって、次のイから二までのいずれにも該当するものとし、刑務所出所者等のニーズを踏まえたものとする。

イ 事業実施対象地域内に所在する事業所のものであること。

ロ 事業実施対象地域内を就業地とするものであること。

ハ 原則として、雇用保険一般被保険者となることが見込まれるものであること。

ニ 刑務所出所者等就労支援事業専用求人であること。

対象事業主

イ 協力雇用主

ロ 人手不足分野の事業主その他刑務所出所者等の雇用が見込まれる事業主

実施内容

受託者は、協力雇用主等支援員に対して、次のイからへまでのとおり求人開拓業務を実施させるものとする。なお、接触した事業所から、対象求人に該当しない求人を提出する意向があることを把握した場合は、当該事業所管轄の公共職業安定所（以下「管轄安定所」という。）の利用を案内するとともに、その旨を速やかに管轄安定所へ連絡すること。

イ 求人申込書未提出事業所（これまで刑務所出所者等就労支援事業専用求人を提出したことがない事業所又は現在有効な刑務所出所者等就労支援事業専用求人を提出していない事業所をいう。以下同じ。）に対し、求人申込書の提出を勧奨すること。

- ロ 矯正施設を管轄する公共職業安定所から受刑者等専用求人の開拓依頼があった場合は、依頼に基づき、対象事業主に対し求人申込書の提出を勧奨すること。
- ハ 求人申込書等を受け取った場合は、内容を確認の上、管轄安定所に提出すること。
- ニ 求人申込書未提出事業所が、後日求人申込書等を提出する意向を示した場合等は、聴取した情報について、管轄安定所に提出すること。
- ホ 求人開拓時には、紹介に当たり希望する事項等の把握に努め、把握できた事項を補足事項として管轄安定所に報告すること。
- ヘ 管轄安定所において、求人申込書等の完全記入が確認され、求人受理が行われたことをもって、当該求人申込に係る求人開拓が統計上実施されたものとする。

### (3) 情報収集業務

#### 対象情報

情報収集業務により収集する情報は、次のとおりとする。

- イ 刑務所出所者等の雇用に関する事業主の要望
- ロ 対象事業主に雇用されている刑務所出所者等の就労状況
- ハ その他厚生労働省が刑務所出所者等の就労支援のために必要と認める情報

#### 対象事業主

- イ 協力雇用主
- ロ 人手不足分野の事業主その他刑務所出所者等の雇用が見込まれる事業主

#### 実施内容

受託者は、協力雇用主等支援員に対して、次のイ及びロのとおり情報収集業務を実施させるものとする。

- イ 対象事業主から、対象情報を収集すること。
- ロ 収集した情報を別途定める区分に基づき整理・分析すること。

### (4) 関係機関との連携

受託者は、関係機関（労働局、公共職業安定所、矯正施設、保護観察所その他の刑務所出所者等を支援する団体等）と連携・協力して本事業を実施すること。

また、啓発・支援業務及び求人開拓業務の詳細な実施方法等について、関係機関と必要な調整を行うこと。

### (5) 実施状況の報告

受託者は、啓発・支援業務及び求人開拓業務については、前月までの業務の実施状況をとりまとめ、毎月 15 日までに、情報収集業務については、各年度において四半期ごとの実施状況を取りまとめ、翌月（7 月、10 月、1 月）の 15 日（第 4 四半期分は 3 月の最終開庁日）までに、それぞれ、様式 1～3 により厚生労働省に報告する。

## 6 事業の実施体制の確保

- (1) 受託者は、本事業を円滑かつ効果的に実施するため、協力雇用主等支援員を配置するとともに、落札後速やかに、事業の実施体制が確保されていることが分かる配置図等の書類を厚生労働省に提出すること。

- (2) 協力雇用主等支援員は、以下に例示するような者を配置することが望ましい。

キャリアコンサルタント、産業カウンセラー等の資格保持者、企業の人事労務管理に関する知識・経験を有する者又は職業相談・職業紹介に関する知識・経験を有する者



事業実施対象地域内の商工・労働分野について見識を有する者  
矯正・更生保護行政について見識を有する者

- (3) 協力雇用主等支援員その他本業務に従事する者は以下の事項を遵守すること。  
本事業従事期間中に別事業と兼務する場合は、業務日報等において勤務日数、時間等を管理し、当該事業に係る活動日数、勤務時間報告等において本事業に従事した時間を把握すること。

本事業の職務上で知り得た秘密については、厚生労働省の求めに応じる場合を除き、契約期間終了後も漏らしてはならない。

本事業を介して政治的行為をしてはならない。

本事業で取得した個人情報や事業主に係る情報については、情報漏洩が起きることがないように、十分に適切な管理を行うこと。また、本事業以外に当該情報を使用することがないように管理を徹底すること。

## 7 事業の実施により確保されるべき質に関する事項

### (1) 業務履行の遵守

本事業の実施に当たっては、本実施要項のほか仕様書に沿った対応をし、業務の履行を遵守すること。

### (2) 事業の目標

本事業の実施に関して確保されるべき質を確保するため、それぞれに示す数値のとおり要求水準を設定する。

なお、厚生労働省は、第2の5(5)の報告の都度実施状況を確認し、必要に応じて、受託者に対して必要な措置を採るべきことを指示する。

地域名	求人開拓業務等における接触事業者数( )	目標開拓求人数
東京都	3,500 者	1,600 人
神奈川県	1,000 者	1,000 人
愛知県	1,300 者	1,000 人
大阪府	3,000 者	1,600 人
福岡県	1,500 者	1,000 人

啓発・支援業務、求人開拓業務及び情報収集業務における接触事業者数の総計であり、重複計上を含む(1度の接触で、全ての業務を行った場合は3者と計上)。

## 第3 委託費の支払いに関する事項

### 1 委託費の経費の内容

受託者が、委託費として計上することができる経費は、本事業の実施に必要な経費に限られており、本事業の目的・性質になじまない経費を委託費に計上することはできないこと。

また、経費の支払いに当たっては、合理性かつ効率性等を踏まえることとし、精算時に受託者の支出経費について精査し、不適切と認められた場合、その経費を委託費で支弁しない。

なお、契約額を超える額については、受託者の負担とする。

### 2 委託費の概算による支払いの取扱い

委託費は事業終了後の精算払が原則であり、概算による支払いを希望する場合であっても、別途、財務省関係部局との協議を経て承認されることが必要となるため、必ずしも概算による支払いができるものではないことに留意すること。

### 3 会計手続に関する受託者の責務

(1) 受託者は事業終了後においても、精算の完了まで責任を持って対処することとし、翌年度の事業を受託していない場合、事業が廃止されている場合であっても、責任を免れることはできないこと。

なお、事業終了後の精算に関する受託者の人件費等の経費が生じる場合は、受託者の負担とすること。

(2) 受託者は、請求する経費の根拠資料（賃金台帳、本事業への従事状況が確認できる業務日報、領収書等）を整備し、厚生労働省から求めがあった場合は、速やかに提示できるようにしておくこと。

(3) 受託者は、備品等財産の取得が必要と考える場合には、品目、必要性、個数、管理方法等について、事前に厚生労働省と協議することとし、当該協議の上、財産を取得した場合には、取得費用、保守・保管は委託費にて支弁すること。

また、当該財産の処分等については、契約書に基づくこと。

なお、協議がない場合には、委託費での支弁は認められないこと。

(4) 受託者は、落札後速やかに厚生労働省と協議の上、経費の支出に関する規程を作成し、契約締結後において当該規程の遵守に努めなければならないこと。

(5) 委託費の経理に関し、他の事業の経理と区分して行うこと。

### 4 法令変更による増加費用及び損害の負担

法令の変更により民間事業者が生じた合理的な増加費用及び損害は、(1)から(3)までに該当する場合には厚生労働省が負担し、それ以外の法令変更については民間事業者が負担する。

(1) 本業務に類型的又は特別に影響を及ぼす法令変更及び税制度の新設

(2) 消費税その他類似の税制度の新設・変更（税率の変更含む）

(3) 上記(1)及び(2)のほか、法人税その他類似の税制度の新設・変更以外の税制度の新設・変更（税率の変更含む）

## 第4 入札参加資格に関する事項

### 1 入札参加資格

(1) 法第15条において準用する法第10条各号（同条第11号を除く。）に該当する者でないこと。

(2) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること（なお、未成年、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。）

(3) 予決令第71条の規定に該当しないこと。

(4) 令和01・02・03年度（平成31・32・33年度）厚生労働省競争参加資格（全省庁統一規格）の「役務の提供等」において、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされている者であること。

(5) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

(6) 次に掲げる全ての事項に該当する者であること。



なお、本実施要項における法令等に違反した者の範囲については、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 193 条の規定に基づく財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）で定められた用語のうち「親会社」、「子会社」、「関連会社」、「連結会社」の範囲とする。

入札書提出時点において、過去 5 年間に職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）若しくは労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）（第 3 章第 4 節の規定を除く。）の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反していないこと（これらの規定に違反して是正指導を受けたもののうち、入札書提出時までには是正を完了しているものを除く。）

労働保険・厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の未適用及びこれらに係る保険料の未納がないこと（入札書提出時において、直近 2 年間の当該各保険料の未納がないこと。）

法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率を下回っている場合にあっては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいること。

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）第 9 条に基づく高年齢者雇用確保措置を講じていること。

入札書提出時において、過去 3 年間に上記以外の厚生労働省所管法令違反があり、社会通念上著しく信用を失墜しており、本事業遂行に支障を来すと判断される者でないこと。

提出書類に虚偽の事実を記載した者でないこと。

経営の状態又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。

- (7) 警察当局から、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国発注業務等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

## 2 入札参加グループでの入札について

- (1) 単独で本実施要項に定める業務の全てが担えない場合は、適正に業務を遂行できる入札参加グループで参加することができる。

この場合、入札参加資格審査書類提出時までに入札参加グループを結成し、代表企業及び代表者を定め、他の者はグループ企業として参加できるものとする。

なお、代表企業及びグループ企業が他の入札参加グループに参加若しくは単独で入札に参加することはできない。

また、代表企業及びグループ企業は、入札参加グループ結成に関する協定書（又はこれに関する書類）を作成すること。

- (2) 入札参加グループを構成する全ての企業が 1 (1) から (7) までの要件を満たすこと。

## 第 5 入札に参加する者の募集に関する事項

### 1 入札の実施手続及びスケジュール

- ・ 入札公告 令和 2 年 1 月中旬頃

- ・ 入札説明会（ 1 ） 令和 2 年 1 月下旬頃
  - ・ 入札書類の提出期限 令和 2 年 2 月中旬頃
  - ・ 入札書類の評価 令和 2 年 2 月下旬頃
  - ・ 開札・落札予定者の決定 令和 2 年 2 月下旬頃
  - ・ 落札者の決定 令和 2 年 3 月中旬頃
  - ・ 事業の引継ぎ・準備期間 令和 2 年 3 月中旬頃
  - ・ 契約締結（ 2 ） 令和 2 年 4 月 1 日（予定）
- （ 1 ） 説明会に参加できなかった者から希望があれば個別に説明を行う。  
（ 2 ） 令和 2 年度予算が令和 2 年 4 月 1 日までに成立しない場合は、別途協議する。

## 2 入札実施手続

### (1) 入札説明会後の質問受付

入札公告以降、厚生労働省において入札説明書の交付を受けた者は、本実施要項の内容や入札に係る事項について、入札説明会の終了後に、厚生労働省に対して質問を行うことができる。質問は原則として電子メールにより行い、質問内容及び厚生労働省からの回答は、原則として入札説明書の交付を受けた全ての者に対し公開する。ただし、民間事業者の権利や競争上の地位等を害するおそれがあると判断される場合には、質問者の意向を聴取した上で公開しないよう配慮する。

### (2) 提出書類

民間競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、入札金額を記載した書類（以下「入札書」という。）及び総合評価のための事業実施のための具体的な方法、その質の確保方法等に関する書類（以下「企画書」という。）を提出すること。

なお、上記の入札金額には、本業務に要する一切の諸経費の 110 分の 100 に相当する金額を記載する。

また、法第 15 条により準用する法第 10 条各号（同条第 11 号を除く。）に規定する欠格事由の審査に必要な書類を添付する。

会社の概要を理解するための資料

過去 10 年以内に行った類似・関連事業における実績説明書

誓約書

令和 01・02・03 年度（平成 31・32・33 年度）厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）の写し

関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 8 条で規定する「親会社」、「子会社」、「関連会社」、「連結会社」及び当該事業者が他の会社等の関連会社である場合は当該他の会社等をいう。）がある場合は、当該関係会社一覧表

障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく一般事業主に係る直近の障害者雇用状況報告書（障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則に基づき厚生労働大臣が定める様式（昭和 51 年労働省告示第 112 号）第 6 号又は第 6 号の 2 (1)及び(2)又は様式第 6 号の 3 (1)及び(2)又は様式第 6 号の 4 (1)又は(2)）の写し。また、当該報告書の報告時点から入札時点までの全従業員及び障害者（いずれも常用労働者に限る。）の雇用状況が明らかになる書類。さらに、法定雇用率未滿（不足数 0 人の場合は除く。）の事業主については、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り

組んでいることが証明できる書類（任意様式。障害者雇入れ計画を作成している事業主にとっては、当該計画の写しをもって証明書類として差し支えない。）

高年齢者雇用状況報告の写し及び労働基準監督署に提出をして受領印のある就業規則の写し。なお、就業規則のない常時10人以上の労働者を使用しない事業者にとっては、労働者の数が分かる書類を提出すること。

(3) 企画書の内容

実施要項及び仕様書を踏まえ、に示す構成に基づいた企画書を作成し、提出すること（本実施要項「第6 落札者を決定するための評価の基準その他の落札者の決定に関する事項」及び別紙2「刑務所出所者等就労支援事業（協力雇用主等支援業務）に係る評価基準及び採点表」参照）

企画書の構成は次のとおりとする。

イ 表紙

事業名、事業実施対象地域、応募者の住所、名称及び連絡先を明記すること。

ロ 企画書本体

別紙2の()付き数字を付した項目ごとに当該項目名を明記の上、事業内容等を記載し、A4版10枚以内（厳守）で作成する。なお、丸付き数字についても、必要に応じて項目名を明記すること。

ハ 参考資料

企画書に参考資料（パンフレット等）を添付することは認めるが、その量は別紙2の「3．応募者の実績等」の実績を疎明するものを除き最大でもA4版10枚（表紙を含まず）とする。

(4) 開札に当たっての留意事項

開札は、入札参加者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札参加者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

入札参加者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

入札参加者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状（所定のものがあれば別添添付）を提示しなければならない。

入札参加者又はその代理人は、入札中は、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、開札場を退場することができない。

(5) 契約の締結

落札者（対象公共サービスを実施する者をいう。以下同じ。）決定後、厚生労働省と落札者は、契約（契約書の様式は別途定める。）の締結に向けた準備を進めるとともに、業務開始に向けた引継ぎ等に係る調整を開始する。

(6) 言語及び通貨等

入札書その他提出書類に使用する言語及び通貨等は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に規定する計量単位とする。

第6 落札者を決定するための評価の基準その他の落札者の決定に関する事項

落札者の決定は、総合評価方式（除算方式）によるものとする。落札者決定に当たっての質の評価項目の設定は別紙2のとおりであり、その評価は厚生労働省内に設置する評価委員会において行うものとする。

## 1 落札者を決定するための評価基準

落札者決定に当たっての質の評価は、提出された企画書の内容が、本業務の目的・趣旨に添って実行可能なものであるか（必須項目審査：基礎点）また、効果的なものであるか（加点項目審査：加点）について行う（合計点 200 点）。

### (1) 必須項目審査（基礎点：60 点）

「評価項目一覧表」（別紙 2）の必須項目について審査を行い、その全てを満たしている提案には基礎点 60 点を与え、その 1 つでも満たしていない場合は失格とする。

### (2) 加点項目審査（加点：140 点）

必須項目審査に合格した入札参加者に対して、「評価項目一覧表」（別紙 2）の項目のうち加点の対象とされている項目について審査を行い、効果的な取組となっている項目について、同表の基準により加点を付与する。

## 2 落札者の決定

(1) 第 4 の 1 の入札参加資格及び第 6 の 1 (1) の必須項目を全て満たし、入札参加者の入札価格が予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、必須項目審査により得られた基礎点に加算点項目審査の加算点を加算し、入札価格で除した値（以下「評価値」という。）が最も高い者を落札者として決定する。

(2) 開札後、落札者となるべき者が「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に規定する暴力団排除に関する欠格事由の運用要領について」における、警察庁への意見聴取の結果、法第 10 条第 4 号及び第 6 号から第 9 号までのいずれかに該当すると認められる場合には、当該落札者となるべき者の入札を無効とする。また、落札者となるべき者の入札価格によって、その者より当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者としてすることがある。

(3) 落札者となるべき者が 2 者以上あるときには、直ちに入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、入札参加者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。

(4) 落札者が、指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

(5) 厚生労働省は、落札者が決定したときは、遅滞なく、落札者の氏名又は名称、落札金額等について公表するものとする。

(6) 再度の入札公告によっても落札者となるべき者が決定しない場合又は再度の入札公告によると本業務の実施の準備に必要な期間を確保することができない等のやむを得ない場合には、本業務を厚生労働省が自ら実施すること等ができる。この場合において、厚生労働省はその理由を公表するとともに、官民競争入札等監理委員会（以下「監理委員会」という。）に報告する。

## 第 7 本事業に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項

本事業における従来の実施状況に関する情報の開示については、別紙 3「従来の実施状況に関する情報の開示」のとおり。



なお、本要項にて開示する以外の従来の実施状況に関する情報の開示を希望する場合は、第5の1の入札書類の提出期限の前日までに厚生労働省宛て申し出ること。

## 第8 受託者が厚生労働省に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他適正かつ確実な実施の確保のために受託者が講ずべき措置

### 1 報告等

受託者は、厚生労働省に対し、本事業の契約に基づき報告すること。厚生労働省は報告を受け、業務の適正かつ確実な実施を確保するため、必要に応じ受託者との情報交換を行う。

また、別途、厚生労働省の必要に応じて報告等を求められた場合は、適宜対応するものとする。

### 2 調査

厚生労働省は、本事業の適正かつ確実に実施を確保するために、必要があると認めるときは、法第26条第1項に基づき、受託者に対し報告を求め、又は事務所等に立ち入り、実施の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

立入検査を実施する厚生労働省の職員は、検査等を行う際には、当該検査が法第26条第1項に基づくものであることを受託者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に掲示する。

### 3 指示

厚生労働省は、本事業の適正かつ確実に実施を確保するために、必要があると認めるときは、受託者に対し必要な措置をとるべきことを指示することができる。

### 4 秘密の保持

受託者は、本事業に関して厚生労働省が開示した情報等（公知の事実等を除く。）及び事業遂行過程で作成した提出物等に関する情報を漏洩してはならないものとし、そのための必要な措置を講ずること。受託者（法人である場合はその役員）若しくはその職員その他の本事業に従事している者又は従事していた者は業務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、法第54条により罰則の適用がある。

### 5 個人情報の取扱い

受託者は、個人情報を収集及び保管し、又は使用するに当たっては、本事業の実施に必要な範囲内でこれらの個人情報を収集及び保管し、又は使用しなければならない。

受託者は、個人情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

### 6 契約に基づき受託者が講ずべき措置

#### (1) 事業の開始及び中止

受託者は、締結された本契約に定められた事業開始日に、確実に本事業を開始しなければならない。

受託者は、やむを得ない事由により、本事業を中止しようとするときは、あらかじめ厚生労働省の承認を受けなければならない。受託者は、本事業を中止する



場合には、厚生労働省の求めに応じ、(2) の「終了時の引継方法」に準じた引継ぎを行わなければならない。

(2) 事業の実施体制及び引継ぎ

事業の実施体制

受託者は、本事業を適切に実施するため、事業開始に当たり、第2の6の実施体制を確保すること。

事業開始前及び終了時の引継方法

受託者は、本事業の契約期間が開始する前に、本事業を行っている者から事前に十分な引継ぎを受けること。当該引継ぎに要する費用は受託者の負担とし、事業実施に必要な知見等の移転が終了するまで行うものとする。なお、契約期間開始前に事業を行っていた者が引き続きその事業を行うこととなる場合には、この限りではない。

また、本事業の契約期間が終了する際、受託者は本事業を引き継ぐ者に対し、厚生労働省の指示に従い、事前に十分な引継ぎを行うこと。当該引継ぎに要する費用は引継ぎを受ける事業者の負担とし、本事業を引き継ぐ者が決定次第速やかに引継ぎを開始して、業務に必要な知見等の移転が完了するまで行うものとする。なお、契約期間終了後に引き続きその者が事業を行うこととなる場合には、この限りでない。

(3) 公正な取扱い

受託者は、本事業の実施に当たって、利用者に均質かつ適切なサービスを提供し、正当な理由なくサービスの提供を拒んではならない。

受託者は、本事業における利用者の取扱いについて、自らが行う他の事業における利用の有無等により区別してはならない。

(4) 金品等の授受の禁止

受託者は、本事業を遂行する上で必要な経理事務等の適法かつ適正な金品等の授受以外で金品等を受け取ること又は与えることをしてはならない。

(5) 宣伝行為の禁止

受託者及び本事業に従事する者は、厚生労働省や本事業の名称又はその一部を用いて、本事業以外の自ら行う事業の宣伝に利用すること（一般的に会社案内資料に列挙されるような受注実績の一つとして、事実を示す場合等を除く。）及び当該自ら行う事業の一部であるかのように誤認するおそれのある行為をしてはならない。

受託者及び本事業に従事する者は、本事業の実施に当たって、自らが行う他の事業の宣伝を行ってはならない。

(6) 法令の遵守

受託者は、本事業を実施するに当たり適用を受ける関係法令等を遵守しなければならない。

(7) 安全衛生

受託者は、本事業に従事する者の労働安全衛生に関する労務管理については、責任者を定め、関係法令に従って行わなければならない。

(8) 記録・帳簿書類等

受託者は、本事業に関して作成した記録や帳簿類を、事業を終了し、又は中止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(9) 権利の譲渡

受託者は、原則として本契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

(10) 権利義務の譲渡

本事業の結果に関する著作権等の権利は、厚生労働省に帰属する。

本事業の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利に抵触するときは、受託者の責において必要な措置を講じなければならない。

(11) 取得した個人情報の利用の禁止

受託者は、本事業によって取得した個人情報を、自ら行う事業又は厚生労働省以外の者との契約（本事業を実施するために締結した他の者との契約を除く。）に基づき実施する事業に用いてはならない。

(12) 再委託の取扱い

受託者は、本事業の実施に当たり、その全部を一括して第三者（受託者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に再委託してはならない。また、再々委託は一切してはならない。

受託者は、本事業の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合は、原則として、あらかじめ再委託に関する事項（再委託先の住所、名称、再委託先に委託する事業の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の事業遂行能力並びに報告徴収その他の業務管理方法）について記載しなければならない。また、再委託の割合は委託費全体の50%を超えてはならない。

受託者は、本契約締結後事情の変更等により再委託を行おうとする場合には、再委託先に関する事項を明らかにした上で、事前に厚生労働省の承認を受けなければならない。

受託者は、及びにより再委託を行う場合には、再委託先から必要な報告を徴収することとする。

再委託先は、第8の4から6までに掲げる事項その他について、受託者と同様の義務を負うものとする。

受託者が再委託先に業務を実施させる場合は、全て受託者の責任において行うこととし、再委託先の責めに帰すべき事由が生じた場合は、受託者の責めに帰すべき事由とみなし、受託者が必要な措置を講ずることとする。

(13) 契約内容の変更

受託者及び厚生労働省は、軽微な変更を除き、本事業のさらなる質の向上の推進又は経済情勢の変動、天災地変の発生その他契約の際、予測できなかった著しい変更が生じたことにより本契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由を提示し、それぞれの相手方の承認を受けるとともに、法第21条の規定に従った適切な手続を行わなければならない。

ただし、厚生労働省は、次のいずれかに該当するときは、受託者にその旨を通知するとともに、受託者と協議の上、契約を変更することができる。

本業務に類型的又は特別に影響を及ぼす法令変更及び税制度の新設  
消費税その他類似の税制度の新設・変更（税率の変更含む）

上記及びのほか、法人税その他類似の税制度の新設・変更以外の税制度の新設・変更（税率の変更含む）

(14) 契約解除

厚生労働省は、受託者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

偽りその他不正行為により落札者になったとき。

法第 14 条第 2 項第 3 号又は第 15 条において準用する第 10 条（第 11 号を除く。）の規定により民間競争入札に参加する者に必要な資格の要件を満たさなくなつたとき。

法第 20 条第 1 項の規定による契約に従つて本事業を実施できなかつたとき、又はこれを実施することができないことが明らかになつたとき。

に掲げる場合のほか、法第 20 条第 1 項の契約において定められた事項について重大な違反があつたとき。

法令又は契約に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

法令又は契約に基づく指示に違反したとき。

受託者又はその他の本事業に従事する者が、法令又は契約に違反して、本事業の実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用したとき。

受託者又はその他の本事業に従事する者が、法令又は契約に違反して、本事業の実施に関して知り得た情報を目的外に利用したとき。

暴力団関係者を、事業を統括する者又は従業員としていることが明らかになつたとき。

暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになつたとき。

#### (15) 契約解除時の取扱い

(14) の各号に該当し、契約を解除した場合には、厚生労働省は受託者に対し、当該解除の日までに本事業を契約に基づき実施した期間に係る委託費を支払うものとする。

の場合において、受託者は、契約金額の 110 分の 100 に相当する金額の 100 分の 10 に相当する金額を違約金として厚生労働省の指定する期間内に納付しなければならない。

厚生労働省は、受託者が の規定による金額を国の指定する期日までに支払わないときは、その支払期間の翌日から起算して支払いのあつた日までの日数に応じて、年 100 分の 5 の割合で計算した金額を延滞金として納付させることができる。

厚生労働省は、契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。なお、厚生労働省から受託者に損害賠償を請求する場合において、原因を同じくする支払済の違約金がある場合には、当該違約金は原因を同じくする損害賠償について、支払済とみなす。

#### (16) 契約の解釈

本契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、受託者と厚生労働省が協議するものとする。

### 第 9 受託者が本事業を実施するに当たり第三者又は国に損害を加えた場合において、その損害賠償に関し契約により当該受託者が負うべき責任に関する事項

#### 1 第三者に損害を与えた場合

本事業を実施するに当たり、受託者又はその職員その他の本事業に従事する者が故意又は過失により第三者に損害を加えた場合における当該損害に対する賠償については、次に定めるところによる。

- (1) 厚生労働省が国家賠償法（昭和 22 年法律第 125 号）第 1 条第 1 項に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、厚生労働省は受託者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について厚生労働省の責めに帰すべき理由が存する場合は、厚生労働省が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。
- (2) 受託者が民法（明治 29 年法律第 89 号）第 709 条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について厚生労働省の責めに帰すべき理由が存するときは、受託者は厚生労働省に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができる。

## 2 厚生労働省に損害を与えた場合

本事業を実施するに当たり、受託者又はその職員その他の本事業に従事する者が故意又は過失により厚生労働省に損害を与えた場合には、受託者は当該損害に対する賠償の責めに任ずるものとする（ただし、当該損害の発生につき、厚生労働省の責めに帰すべき理由が存するときは、当該厚生労働省の過失割合に応じた部分を除く。）。

## 第 10 本事業に係る評価に関する事項

### 1 事業の実施状況に関する調査の時期

総務大臣が行う評価（令和 3 年 6 月頃予定）の時期を踏まえ、令和 2 年度末時点における状況を調査する。

### 2 調査の方法

厚生労働省は、受託者が実施した内容について、第 2 の 5 (5) に定める報告等に基づき、実施状況を調査する。

### 3 調査項目

- (1) 第 2 の 5 の本事業の内容等及び第 2 の 7 の事業の実施により確保されるべき質に関する事項
- (2) 実施経費  
質の維持向上の観点に加え、費用対効果の観点からも調査を行う。

### 4 意見聴取

厚生労働省は、本事業の実施状況等に関して、必要に応じて受託者（再委託先を含む。）から直接意見の聴取等を行うことができる。

### 5 実施状況等の提出

厚生労働省は、上記 1 の評価を行うため、令和 3 年 5 月を目途に総務大臣及び監理委員会へ本事業の実施状況等を提出するものとする。なお、厚生労働省は、本事業の実施状況等を提出するに当たり、外部有識者の意見を聴くものとする。

## 第 11 その他本事業の実施に関し必要な事項

### 1 本事業の監督上の措置等の監理委員会への報告



厚生労働省は、法第 26 条又は第 27 条に基づく報告徴収、立入検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を監理委員会へ報告することとする。

## 2 厚生労働省の監督体制

本契約に係る監督は、契約担当者が、自ら又は補助者に命じて、立会い、指示その他の適切な方法によって行う。

## 3 受託者の主な責務等

### (1) 罰則規定

法第 25 条第 2 項の規定により、本事業に従事する受託者は、刑法（明治 40 年法律第 45 号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。

法第 54 条の規定により、本事業の実施に関し知り得た秘密を漏らし、又は盗用した者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処される。

法第 55 条の規定により、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者、あるいは指示に違反した者は、30 万円以下の罰金に処される。

法第 56 条の規定により、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、法第 55 条の違反行為をしたときは、行為者が罰せられるほか、その法人又は人に対して同条の刑が科される。

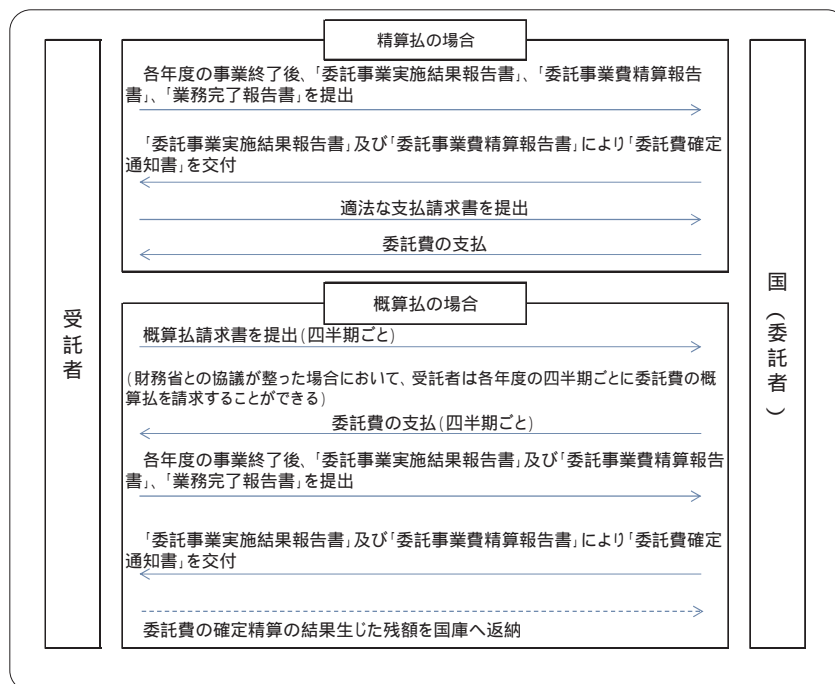
### (2) 会計検査

受託者は、会計検査院法（昭和 22 年法律第 73 号）第 23 条第 1 項第 7 号に規定する者に該当することから、会計検査院が必要と認めるときには、同法第 25 条及び第 26 条により、同院の实地検査を受け、又は同院から資料・報告等の提出を求められ、若しくは質問を受ける場合がある。



## 委託費の支払いについて

委託費支払いまでの流れ



### ○委託費の確定額の考え方

【例】

経費区分	契約額	事例		事例	
		実支出額	確定額 = 契約額	実支出額	確定額
人件費	1,000	900	1,000	1,100	1,000
管理費(人件費を除く)	1,000	900	1,000	900	900
事業費	2,000	1,900	2,000	2,200	2,100
消費税	400	370	400	420	400
合計	4,400	4,070	4,400	4,620	4,400

管理費の 100 を流用

## 刑務所出所者等就労支援事業（協力雇用主等支援業務）に係る評価基準及び採点表

評価項目	企画書記載事項	参考：評価のポイント	必須	委員一人の評価点		
				採点等	比重	評価点
1. 事業の実施体制						
(1) 業務実施の基本方針の適格性等	事業実施に当たっての基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本業務の趣旨、目的を理解し、その実施に当たっての理念、基本的な考え方が示されているか。</li> <li>・仕様書記載の業務についてすべて提案されているか。</li> <li>・実施要項等記載の遵守事項についてすべて遵守することになっているか。</li> </ul>		合・否	-	/ 3 0
	遵守事項についての実施内容、徹底のための体制					
	個人情報漏洩防止措置及び情報セキュリティ					
(2) 協力雇用主等支援業務の実施体制	協力雇用主等支援業務に係る組織体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業を遂行可能な体制・人員が整備されているか。</li> <li>・役割分担、責任の所在が明確に示されているか。</li> <li>・再委託する業務がある場合、再委託の業務内容等が明確に示されているか。</li> <li>・関係機関との連携方法が適切か(関係機関と連絡が取れる窓口を置いているか、必要に応じて対象地域内の関係機関を訪問することが可能か等)。</li> </ul>		合・否	-	/ 3 0
	担当職務と人員（常勤・非常勤の別、能力、実務経験）					
	関係機関との連携方法					
2. 企画内容						
(1) 啓発・支援業務の実施	接触対象事業所の選定方法	業務の実施方法が、求人への確保に資する、効果的なものになっているか。		0・1・2・3・4・5	6	/ 3 0
	接触頻度					
	接触方法					
	啓発・支援内容					
(2) 求人開拓業務の実施	対象地域内の協力雇用主等のニーズの把握方法	業務の実施方法が、刑務所出所者等のニーズを的確に把握し、協力雇用主等と刑務所出所者等のマッチングが見込まれる求人を開拓するために効果的なものになっているか。		0・1・2・3・4・5	6	/ 3 0
	刑務所出所者等のニーズの把握方法					
	接触対象事業所の選定方法					
	接触頻度					
	求人開拓方法					
(3) 情報収集業務の実施	接触対象事業所の選定方法	業務の実施方法が、協力雇用主等のニーズ等を正確に把握し、厚生労働省が刑務所出所者等の就労支援施策を企画立案する際の参考となる情報を収集できるものとなっているか。		0・1・2・3・4・5	6	/ 3 0
	接触頻度					
	実施方法					

3. 応募者の実績等							
(1)	国又は地方公共団体から類似業務を受託した実績	啓発・支援業務について ・現在も類似する業務を実施している = 5点 ・過去10年以内に類似する業務の実施経験がある = 3点 ・類似する業務の実績がない = 0点	事業者が国又は地方公共団体から類似業務を受託し、成果をあげたことがあるかどうか。		0・3・5	1	/5
(2)	国又は地方公共団体から類似業務を受託した実績	求人開拓業務について ・現在も類似する業務を実施している = 5点 ・過去10年以内に類似する業務の実施経験がある = 3点 ・類似する業務の実績がない = 0点	事業者が国又は地方公共団体から類似業務を受託し、成果をあげたことがあるかどうか。		0・3・5	1	/5
(3)	国又は地方公共団体から類似業務を受託した実績	情報収集業務について ・現在も類似する業務を実施している = 5点 ・過去10年以内に類似する業務の実施経験がある = 3点 ・類似する業務の実績がない = 0点	事業者が国又は地方公共団体から類似業務を受託し、成果をあげたことがあるかどうか。		0・3・5	1	/5
(4)	事業者が国又は地方公共団体から更生保護に関する支援業務を受託した実績	委託者、受託事業名、事業内容、受託年度	事業者が国又は地方公共団体から更生保護に関する支援業務を受託し、成果を上げたことがあるかどうか。		0・1・2・3・4・5	3	/15
		受託事業において実施した支援内容とその成果					
		その他特筆すべき事項					
(5)	事業者が協力雇用主であるか	・協力雇用主である = 5点 ・協力雇用主でない = 0点			0・5	2	/10
4. ワークライフバランスの推進							/10
1 (1)～(3)に設けた各項目について、最も高い得点の1項目のみを加点する。							
2 内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。							
(1)	女性の職業生活における活躍の場の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づく認定（えるぼし認定企業）	1段階目 （認定基準5つのうち1～2つが○）			0・2	2	/4
		2段階目 （認定基準5つのうち3～4つが○）			0・4	2	/8
		3段階目 （認定基準5つのうち5つ全てが○）			0・5	2	/10
(2)	次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）	くるみんの認定を受けている。			0・2	2	/4
		プラチナくるみんの認定を受けている。			0・4	2	/8
(3)	青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）に基づく認定（ユースエール）	ユースエールの認定を受けている。			0・4	2	/8

## 従来の実施状況に関する情報の開示(東京都)

## 1 従来の実施に要した経費

(単位:万円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度(契約)
1.人件費	1,137	1,230	1,167
2.事業費	262	215	326
(1)事業所費	131	120	127
(2)事業主等訪問費	23	21	94
(3)通信運搬費	24	20	21
(4)印刷費	43	14	36
(5)協力雇用主等研修費	15	13	22
(6)事務用機器リース費	27	27	25
3.消費税	112	112	119
計(a)	1,511	1,560	1,612

項目ごとに単位未満を四捨五入しているため、内訳の計と合計が合わない場合がある。

## 2 従来の実施に要した人員

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
協力雇用主等就労支援員	専務3名、兼務1名	専務3名、兼務1名	専務3名

## 3 従来の実施における実績

## (1) 求人開拓業務

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
啓発・支援業務における接触事業主数	1,196社	1,954社	1,569社
求人開拓業務における接触事業主数	1,363社	2,068社	1,705社
延べ開拓求人数	1,581人	1,796人	2,163人

## (2) 情報収集業務(平成30年度)

## 接触事業主数等

対象 事業主数	接触方法			接触事業者数
	面談	電話等	その他	
協力雇用主	61	138	439	604
その他	71	9	0	74
計	132	147	439	678

接触事業主のうち種別の数

分類コード	分類項目	協力雇用主	その他	合計
A	農業、林業	0	0	0
B	漁業	0	0	0
C	鉱業、採石業、砂利採取業	0	0	0
D	建設業	138	39	177
E	製造業	17	1	18
F	電気、ガス、熱供給、水道業	1	0	1
G	情報通信業	0	0	0
H	運輸業、郵便業	39	5	44
I	卸売業、小売業	9	3	12
J	金融業、保険業	0	0	0
K	不動産業、物品賃貸業	2	1	3
L	学術研究、専門・技術サービス業	2	2	4
M	宿泊業、飲酒サービス業	25	3	28
N	生活関連サービス業、娯楽業	9	4	13
O	教育、学習支援業	0	0	0
P	医薬、福祉	26	3	29
Q	複合サービス業	3	0	3
R	サービス業	37	13	50
S	公務	0	0	0
T	分類不能	0	0	0

接触事業主のうち規模別の数

人数区分	協力雇用主	その他	合計
ア 4人以下	26	18	44
イ 5人～29人	154	33	187
ウ 30人～99人	79	11	90
エ 100人～299人	29	8	37
オ 300人～499人	10	1	11
カ 500人～999人	5	1	6
キ 1,000人以上	5	2	7

4 従来の実施に要した施設及び設備

都内民間ビル、PC、コピー機、事務机、椅子

委託費で支弁したもののみ記載

5 従来の実施方法等

別紙5参照



## 従来の実施状況に関する情報の開示(神奈川県)

## 1 従来の実施に要した経費

(単位:万円)

		平成29年度(精算額)	平成30年度(精算額)	令和元年度(契約額)
計(a)	1.人件費	732	805	753
	2.事業費	134	137	144
	(1)事業所費	110	110	119
	(2)事業主等訪問費	12	15	17
	(3)通信運搬費	5	5	4
	(4)印刷費	7	6	4
	(5)協力雇用主等研修費	0	0	0
	(6)事務用機器リース費	0	0	0
3.消費税	69	75	72	
計(a)		935	1,018	969

項目ごとに単位未満を四捨五入しているため、内訳の計と合計が合わない場合がある。

## 2 従来の実施に要した人員

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
協力雇用主等就労支援員	専務2名、兼務1名	専務2名、兼務1名	専務2名、兼務1名

## 3 従来の実施における実績

## (1)求人開拓業務

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
啓発・支援業務における接触事業主数	348社	562社	619社
求人開拓業務における接触事業主数	568社	357社	353社
延べ開拓求人数	1,063人	879人	1,369人

## (2)情報収集業務(平成30年度)

## 接触事業主数等

対象 事業主数	接触方法			接触事業者数
	面談	電話等	その他	
協力雇用主	80	78	5	163
その他	9	0	0	9
計	89	78	5	172

接触事業主のうち種別の数

分類コード	分類項目	協力雇用主	その他	合計
A	農業、林業	1	0	1
B	漁業	0	0	0
C	鉱業、採石業、砂利採取業	0	0	0
D	建設業	114	6	120
E	製造業	8	1	9
F	電気、ガス、熱供給、水道業	2	0	2
G	情報通信業	0	0	0
H	運輸業、郵便業	11	1	12
I	卸売業、小売業	2	0	2
J	金融業、保険業	0	0	0
K	不動産業、物品賃貸業	0	0	0
L	学術研究、専門・技術サービス業	1	0	1
M	宿泊業、飲酒サービス業	2	0	2
N	生活関連サービス業、娯楽業	8	0	8
O	教育、学習支援業	0	0	0
P	医薬、福祉	3	0	3
Q	複合サービス業	5	0	5
R	サービス業	6	0	6
S	公務	0	1	1
T	分類不能	0	0	0

接触事業主のうち規模別の数

人数区分	協力雇用主	その他	合計
ア 4人以下	9	2	11
イ 5人～29人	104	2	106
ウ 30人～99人	29	5	34
エ 100人～299人	14	-	14
オ 300人～499人	2	-	2
カ 500人～999人	2	-	2
キ 1,000人以上	3	-	3

4 従来の実施に要した施設及び設備

県内民間ビル
委託費で支弁したもののみ記載

5 従来の実施方法等

別紙5参照
-------

## 従来の実施状況に関する情報の開示(愛知県)

## 1 従来の実施に要した経費

(単位:万円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度(契約)
1.人件費	731	734	698
2.事業費	145	116	200
(1)事業所費	46	44	48
(2)事業主等訪問費	25	15	51
(3)通信運搬費	19	14	26
(4)印刷費	19	18	31
(5)協力雇用主等研修費	4	2	9
(6)事務用機器リース費	23	23	34
(7)会議出席費	10	0	0
3.消費税	70	68	72
計(a)	946	918	970

項目ごとに単位未満を四捨五入しているため、内訳の計と合計が合わない場合がある。

## 2 従来の実施に要した人員

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
協力雇用主等就労支援員	兼務5名	兼務5名	兼務4名

## 3 従来の実施における実績

## (1)求人開拓業務

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
啓発・支援業務における接触事業主数	607社	561社	642社
求人開拓業務における接触事業主数	374社	380社	413社
延べ開拓求人人数	940人	1,019人	1,284人

## (2)情報収集業務(平成30年度)

## 接触事業主数等

対象 事業主数	接触方法			接触事業者数
	面談	電話等	その他	
協力雇用主	108	188	0	296
その他	20	0	0	30
計	128	188	0	316

接触事業主のうち種別の数

分類コード	分類項目	協力雇用主	その他	合計
A	農業、林業	0	0	0
B	漁業	0	0	0
C	鉱業、採石業、砂利採取業	0	0	0
D	建設業	110	11	121
E	製造業	40	1	41
F	電気、ガス、熱供給、水道業	8	0	8
G	情報通信業	1	0	1
H	運輸業、郵便業	23	1	24
I	卸売業、小売業	8	0	8
J	金融業、保険業	0	0	0
K	不動産業、物品賃貸業	0	0	0
L	学術研究、専門・技術サービス業	0	0	0
M	宿泊業、飲酒サービス業	16	0	16
N	生活関連サービス業、娯楽業	4	2	6
O	教育、学習支援業	11	0	11
P	医薬、福祉	19	3	22
Q	複合サービス業	10	0	10
R	サービス業	46	2	48
S	公務	0	0	0
T	分類不能	0	0	0

接触事業主のうち規模別の数

人数区分	協力雇用主	その他	合計
ア 4人以下	43	6	49
イ 5人～29人	207	13	220
ウ 30人～99人	41	1	42
エ 100人～299人	4	-	4
オ 300人～499人	1	-	1
カ 500人～999人	-	-	-
キ 1,000人以上	-	-	-

4 従来の実施に要した施設及び設備

県内民間ビル、複合機、机、椅子、保管庫、ミーティングテーブル
委託費で支弁したもののみ記載

5 従来の実施方法等

別紙5参照
-------

## 従来の実施状況に関する情報の開示(大阪府)

## 1 従来の実施に要した経費

(単位:万円)

		平成29年度	平成30年度	令和元年度(契約)
計(a)	1.人件費	1,152	1,278	1,170
	2.事業費	183	206	237
	(1)事業所費	41	45	48
	(2)事業主等訪問費	46	50	83
	(3)通信運搬費	26	52	44
	(4)印刷費	17	20	15
	(5)協力雇用主等研修費	21	26	15
	(6)事務用機器リース費	21	13	32
	(7)会議出席費	9	0	0
	3.消費税	107	119	113
計(a)		1,441	1,603	1,521

項目ごとに単位未満を四捨五入しているため、内訳の計と合計が合わない場合がある。

## 2 従来の実施に要した人員

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
協力雇用主等就労支援員	専務3名、兼務3名	専務3名、兼務2名	専務3名

## 3 従来の実施における実績

## (1)求人開拓業務

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
啓発・支援業務における接触事業主数	269社	465社	1,167社
求人開拓業務における接触事業主数	347社	417社	945社
延べ開拓求人人数	1,284人	1,342人	1,819人

## (2)情報収集業務(平成30年度)

## 接触事業主数等

対象 事業主数	接触方法			接触事業者数
	面談	電話等	その他	
協力雇用主	138	1349	3	900
その他	183	269	85	249
計	321	1618	88	1149



接触事業主のうち種別の数

分類コード	分類項目	協力雇用主	その他	合計
A	農業、林業	0	0	0
B	漁業	0	0	0
C	鉱業、採石業、砂利採取業	0	0	0
D	建設業	447	118	565
E	製造業	52	14	66
F	電気、ガス、熱供給、水道業	5	1	6
G	情報通信業	0	0	0
H	運輸業、郵便業	87	14	101
I	卸売業、小売業	23	9	32
J	金融業、保険業	0	0	0
K	不動産業、物品賃貸業	28	4	32
L	学術研究、専門・技術サービス業	3	0	3
M	宿泊業、飲酒サービス業	34	6	40
N	生活関連サービス業、娯楽業	6	1	7
O	教育、学習支援業	2	1	3
P	医薬、福祉	76	24	100
Q	複合サービス業	5	2	7
R	サービス業	63	16	79
S	公務	0	0	0
T	分類不能	69	39	108

接触事業主のうち規模別の数

人数区分	協力雇用主	その他	合計
ア 4人以下	194	94	288
イ 5人～29人	424	103	527
ウ 30人～99人	185	35	220
エ 100人～299人	58	9	67
オ 300人～499人	8	2	10
カ 500人～999人	23	4	27
キ 1,000人以上	8	2	10

4 従来の実施に要した施設及び設備

府内民間ビル、PC、複合機、セキュリティ機器

委託費で支弁したものののみ記載

5 従来の実施方法等

別紙5参照

## 従来の実施状況に関する情報の開示(福岡県)

## 1 従来の実施に要した経費

(単位:万円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度(契約)
1.人件費	704	735	688
2.事業費	191	159	226
(1)事業所費	44	24	52
(2)事業主等訪問費	106	82	128
(3)通信運搬費	7	19	15
(4)印刷費	12	9	11
(5)協力雇用主等研修費	0	0	4
(6)事務用機器リース費	15	25	16
(7)会議出席費	7	0	0
3.消費税	72	72	73
計(a)	967	965	988

項目ごとに単位未満を四捨五入しているため、内訳の計と合計が合わない場合がある。

## 2 従来の実施に要した人員

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
協力雇用主等就労支援員	専務2名、兼務3名	専務2名、兼務4名	兼務3名

## 3 従来の実施における実績

## (1)求人開拓業務

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
啓発・支援業務における接触事業主数	140社	217社	222社
求人開拓業務における接触事業主数	1,175社	1,197社	1,422社
延べ開拓求人数	1,839人	1,486人	1,764人

## (2)情報収集業務(平成30年度)

## 接触事業主数等

対象 事業主数	接触方法			接触事業者数
	面談	電話等	その他	
協力雇用主	19	59	1	79
その他	19	37	0	56
計	38	96	1	135

接触事業主のうち種別の数

分類コード	分類項目	協力雇用主	その他	合計
A	農業、林業	5	6	11
B	漁業	0	0	0
C	鉱業、採石業、砂利採取業	0	0	0
D	建設業	41	13	54
E	製造業	1	3	4
F	電気、ガス、熱供給、水道業	0	0	0
G	情報通信業	0	0	0
H	運輸業、郵便業	11	1	12
I	卸売業、小売業	4	1	5
J	金融業、保険業	0	0	0
K	不動産業、物品賃貸業	0	2	2
L	学術研究、専門・技術サービス業	0	0	0
M	宿泊業、飲酒サービス業	8	3	11
N	生活関連サービス業、娯楽業	0	4	4
O	教育、学習支援業	0	0	0
P	医薬、福祉	8	20	28
Q	複合サービス業	0	0	0
R	サービス業	1	3	4
S	公務	0	0	0
T	分類不能	0	0	0

接触事業主のうち規模別の数

人数区分	協力雇用主	その他	合計
ア 4人以下	6	1	7
イ 5人～29人	62	33	95
ウ 30人～99人	8	15	23
エ 100人～299人	2	5	7
オ 300人～499人	1	2	3
カ 500人～999人	-	-	-
キ 1,000人以上	-	-	-

4 従来の実施に要した施設及び設備

県内民間ビル、PC、コピー機、車両1台

委託費で支弁したものののみ記載

5 従来の実施方法等

別紙5参照

# 刑務所出所者等就労支援事業(協力雇用主等支援業務)について

事業主に対して刑務所出所者等の雇用に係る啓発・支援を実施し、刑務所出所者等のために求人を確保するとともに、事業主からの要望や刑務所出所者等の就労状況を把握することにより、刑務所出所者等の雇用の促進、刑務所出所者等を雇用する事業主に対する支援策の充実強化を図る。

## 民間団体(委託)

### 協力雇用主等支援拠点

(東京、神奈川、愛知、大阪、福岡の5か所)

協力雇用主等支援員を配置し、以下の業務を実施

- ・刑務所出所者雇用に関する周知・啓発
- ・各種支援制度等の情報提供・助言
- ・刑務所出所者の雇用に関するニーズ等の情報収集
- ・協力雇用主名簿を活用した求人の確保

など

## 協力雇用主等

- ・特定分野における深刻な人手不足への対応
- ・出所者雇用に関心はあるものの、具体的な制度・手続きが分からない
- ・雇用管理上のアドバイス

- ・受刑者等専用求人の提出
- ・刑務所出所者の雇用に関する要望

実施職業訓練科目などを参考に、求人充足を希望する矯正施設を指定して求人を提出するもの(平成26年1月～)

## 矯正施設・保護観察所

- ・保護観察所の協力雇用主に対する各種支援制度
- ・矯正施設における職業訓練・取得可能資格などに関する情報をハローワークに提供

- ・受刑者等専用求人を矯正施設内で周知
- ・事業主ニーズを訓練科目などに反映
- ・その他、個別の求人状況などを踏まえた受刑者・保護観察対象者への助言・指導の実施

## ハローワーク

業務連携・情報共有

- ・取得した要望・求人情報などを職業相談・職業紹介などに活用するとともに、矯正施設・保護観察所と共有
- ・事業主ニーズ等を踏まえ、支援策の効果を検証し、施策をブラッシュアップ

## 従来の事業実施方法

## 啓発・支援業務（実施要項第2の5(1)）

**啓発・支援業務の実施**

対象事業主に対し、面談、会合・研修会等、会報・ホームページなどを通じて以下の業務を実施する。

刑務所出所者等の雇用に関する周知・啓発  
労働市場情報、刑務所出所者等の求職情報、刑務所出所者等の雇用に係る助成金等をはじめとする各種事業主援助措置に関する情報、求人確保に当たって効果的な情報の提供  
刑務所出所者等の雇用管理に関する助言

## 情報収集業務（実施要項第2の5(3)）

**関係機関との調整**

安定所から協力雇用主名簿を受領する。  
保護観察所に協力雇用主への接触方法を確認する。  
その他関係機関から必要な情報の提供を受ける。

**情報収集の実施**

対象事業主（現に刑務所出所者等を雇用している事業主含む）に対し、面談、郵送によるアンケート、電話その他の方法により以下の情報を収集する。

ハローワーク、保護観察所その他の公的機関への要望及び  
試行雇用助成金等各種助成金・奨励金に関する要望等  
刑務所出所者等の雇用管理上の工夫や課題（職場定着のための工夫や離職に至った原因等）  
その他支援のために必要と認められる情報

**情報の整理・分析**

別途定める区分に基づき整理・分析する

## 求人開拓業務（実施要項第2の5(2)）

**関係機関との調整**

安定所から協力雇用主名簿を受領する。  
保護観察所に協力雇用主への接触方法を確認する。  
その他関係機関から必要な情報の提供を受ける。  
刑務所出所者等の就労ニーズを把握する。

**意向聴取等**

・協力雇用主に対し、対象者を雇用する意思があるか等を面談、郵送によるアンケート、電話その他の方法で聴取する。  
・人手不足分野の事業主等に対し、電話その他適宜の方法で各種雇用主支援措置の紹介を行うなどの働きかけを実施する。

**求人票提出の働きかけ**

・対象者を雇用する意向のある対象事業主に対して、面談、電話その他の方法で、ハローワークに求人票を提出するよう働きかける。  
・矯正施設を管轄するハローワークから求人開拓依頼があった場合、その依頼に基づき、事業所に接触し、求人票の提出を働きかける。

**求人に係る情報の把握・提出**

・紹介に当たり希望する事項等を聴取する。  
・求人申込書等を受け取った場合は、写しを保存の上、事業所所在地を管轄するハローワークに持参又は郵送により提出する。  
・事業主から後日求人提出する旨を聴取した場合等は、管轄安定所に情報提供する。

**統計処理**

・ハローワークが求人受理の処理をした日をもって、統計上、求人開拓が実施されたものとする。



## 関係機関との連携（実施要項第2の5(4)）

### 労働局・ハローワークとの連携

- ・求人開拓業務の詳細な事務の取扱については、事前に労働局の職業安定部の刑務所出所者等就労支援事業担当者と事前調整を行う。
- ・労働局を通じ、又は管内の各ハローワークに連絡を行い、各ハローワークにおける担当者を確認するとともに、連絡先リストを整備する。
- ・啓発・支援事業に活用する各種リーフレットや求人・求職情報及び求人開拓事業に使用する求人票の入手方法やその頻度について、労働局・各ハローワークと調整を行う。
- ・定期的にハローワークに連絡又は訪問し、対象地域内の求人の状況や刑務所出所者等の求職状況を入手・整理する。
- ・都府県刑務所出所者等就労支援事業協議会及びその下部組織である刑務所出所者等就労支援事業連絡会に出席し、構成員との情報共有等を行う。
- ・矯正施設を管轄するハローワークから受刑者等専用求人の開拓に係る依頼があった場合、希望職種等に応じた求人を開拓する。
- ・全国の矯正施設において実施されている職業訓練状況及びハローワーク・矯正施設対照表の提供を受ける。

### 保護観察所との連携

- ・事業を実施する中で、協力雇用主として登録されていない事業主が協力雇用主となることを希望する場合には、円滑に保護観察所につなげるよう保護観察所と連絡を密に取る。

### 矯正施設等との連携

- ・受刑者等専用求人の開拓等に当たって、事業主から矯正施設での訓練状況等に関する情報を求められた場合は、ハローワークから得ている情報を元に、情報提供を行う。
- ・必要に応じて、事業主に対して矯正就労支援情報センター（コレワーク）の活用を助言する。

### その他の団体等との連携

- ・地方自治体等が中心となって、地域において刑務所出所者等に対する独自の取組を実施している場合があることから、労働局、保護観察所等からそれらの組織に係る情報を入手し、連携を深める。
- ・関係機関・団体が参集する会議、事業主が参集するセミナー等を実施する機会に発言時間を確保するよう求め、本事業について周知するなど、工夫した取組を実施。

刑務所出所者等就労支援事業(協力雇用主支援業務)実施状況報告書(都府県名)

(受託者名)

(令和2年 月報告)

(1) 啓発・支援業務実施状況

	前々月までの接触事業所数				前月の接触事業所数			
	面談	電話等	その他	合計	面談	電話等	その他	合計
東京	所	所	所	所	所	所	所	所
神奈川	所	所	所	所	所	所	所	所
愛知	所	所	所	所	所	所	所	所
大阪	所	所	所	所	所	所	所	所
福岡	所	所	所	所	所	所	所	所
合計	0 所	0 所	0 所	0 所	0 所	0 所	0 所	0 所

	合計接触事業所数			
	面談	電話等	その他	合計
東京	所	所	所	所
神奈川	所	所	所	所
愛知	所	所	所	所
大阪	所	所	所	所
福岡	所	所	所	所
合計	0 所	0 所	0 所	0 所

(2) 求人開拓業務(接触事業所数)

	前々月までの接触事業所数				前月の接触事業所数			
	面談	電話等	その他	合計	面談	電話等	その他	合計
東京	所	所	所	所	所	所	所	所
神奈川	所	所	所	所	所	所	所	所
愛知	所	所	所	所	所	所	所	所
大阪	所	所	所	所	所	所	所	所
福岡	所	所	所	所	所	所	所	所
合計	0 所	0 所	0 所	0 所	0 所	0 所	0 所	0 所

	合計接触事業所数			
	面談	電話等	その他	合計
東京	所	所	所	所
神奈川	所	所	所	所
愛知	所	所	所	所
大阪	所	所	所	所
福岡	所	所	所	所
合計	0 所	0 所	0 所	0 所

(3) 求人開拓業務(実施状況)

	求人開拓実施件数 <sup>1</sup>		
	前々月まで	前月	合計
東京	0 件	件	0 件
神奈川	0 件	件	0 件
愛知	0 件	件	0 件
大阪	0 件	件	0 件
福岡	0 件	件	0 件
合計	0 件	0 件	0 件

	開拓求人数 <sup>2</sup>						開拓求人数 目標	差引不足 ( - )
				うち受刑者等専用求人				
	前々月まで	前月	合計	前々月まで	前月	合計		
東京	0 人	人	0 人	0 人	人	0 人	1,600 人	1,600 人
神奈川	0 人	人	0 人	0 人	人	0 人	1,000 人	1,000 人
愛知	0 人	人	0 人	0 人	人	0 人	1,000 人	1,000 人
大阪	0 人	人	0 人	0 人	人	0 人	1,600 人	1,600 人
福岡	0 人	人	0 人	0 人	人	0 人	1,000 人	1,000 人
合計	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	6,200 人	6,200 人

- 1 公共職業安定所が受理した求人票の件数を記載すること。
- 2 上記求人票に記載されている求人数の合計を記載すること。

第1 情報収集の概略

接触事業主数等

対象事業主	接触方法			接触事業者数	うち第2の情報が得られた数
	面談	電話等	その他		
イ 協力雇用主					
ロ その他					
計	-	-	-	-	-

接触事業主のうち種別の数

分類コード	分類項目	協力雇用主	その他	計
A	農業、林業			-
B	漁業			-
C	鉱業、採石業、砂利採取業			-
D	建設業			-
E	製造業			-
F	電気、ガス、熱供給、水道業			-
G	情報通信業			-
H	運輸業、郵便業			-
I	卸売業、小売業			-
J	金融業、保険業			-
K	不動産業、物品賃貸業			-
L	学術研究、専門・技術サービス業			-
M	宿泊業、飲酒サービス業			-
N	生活関連サービス業、娯楽業			-
O	教育、学習支援業			-
P	医薬、福祉			-
Q	複合サービス業			-
R	サービス業			-
S	公務			-
T	分類不能			-

接触事業主のうち規模別の数

人数区分	協力雇用主	その他	合計
ア 4人以下			-
イ 5人～29人			-
ウ 30人～99人			-
エ 100人～299人			-
オ 300人～499人			-
カ 500人～999人			-
キ 1,000人以上			-

## (情報収集業務・第 四半期) その 2

協力雇用主等支援業務報告書

## 第 2 接触事業主のうち回答が得られた結果の詳細

受託者名 (都府県名)		社
<b>1 雇用する意思がない事業主数</b>		社
(雇用できない理由)		
(雇用に向けた要望)		
(その他参考になる事項)		
[ 補足等 ]		
<b>2 雇用した実績がない協力雇用主数</b>		社
(雇用に至らない理由、原因)		
(ハローワーク、矯正施設、保護観察所に対する要望等)		
(雇用のための援助措置に関する要望)		
<b>3 雇用した実績のある協力雇用主数</b>		社
(ハローワーク、矯正施設、保護観察所に対する要望等)		
(雇用を拡大するための援助措置に関する要望)		
(職場定着に向けた効果的取組、早期退職の要因)		
(雇用管理上の課題、取組その他参考となる事項)		
(注)		

刑務所出所者等就労支援事業  
(協力雇用主等支援業務)  
に関する仕様書

令和元年〇月  
厚生労働省職業安定局  
雇用開発企画課就労支援室

## 目次

第1	総則	2
1	事業の目的	2
2	用語の定義	2
3	事業期間	2
4	入札	2
5	事業の内容等	2
6	事業の実施体制の確保	5
7	事業の実施により確保されるべき質に関する事項	6
第2	委託費の支払いに関する事項	6
1	委託費の経費の内容	6
2	委託費の概算による支払いの取扱い	7
3	会計手続に関する受託者の責務	7
4	法令変更による増加費用及び損害の負担	7
第3	受託者が厚生労働省に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他適正かつ確実な実施の確保のために受託者が講ずべき措置	7
1	報告等	7
2	調査	8
3	指示	8
4	秘密の保持	8
5	個人情報の取扱い	8
6	契約に基づき受託者が講ずべき措置	8
第4	受託者が本事業を実施するに当たり第三者又は国に損害を加えた場合において、その損害賠償に関し契約により当該受託者が負うべき責任に関する事項	11
1	第三者に損害を与えた場合	11
2	厚生労働省に損害を与えた場合	11
第5	受託者の主な責務等	12



# 刑務所出所者等就労支援事業（協力雇用主等支援業務） に関する仕様書

刑務所出所者等就労支援事業（協力雇用主等支援業務）の内容及びその範囲、実施方法等については、実施要綱及び本仕様書によることとする。

## 第1 総則

### 1 事業の目的

事業主に対して、刑務所出所者等の雇用に係る啓発・支援を実施し、刑務所出所者等のために求人を確保するとともに、事業主からの要望や刑務所出所者等の就労状況を把握することにより、もって刑務所出所者等の雇用の促進、及び刑務所出所者等を雇用する事業主に対する支援策の充実強化を図る。

### 2 用語の定義

- (1) 「刑務所出所者等」は、刑事施設（刑務所、少年刑務所及び拘置所をいう。以下同じ。）に収容されている懲役受刑者、禁錮受刑者及び少年院に収容されている在院者（以下「受刑者等」という。）並びに更生保護法（平成19年法律第88号）第48条又は売春防止法（昭和31年法律第118号）第26条第1項の規定による保護観察の対象者及び更生保護法第85条第1項の規定による更生緊急保護の対象者をいう。
- (2) 「矯正施設」は、刑事施設及び少年院をいう。
- (3) 「協力雇用主」は、犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない刑務所出所者等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主のうち、協力雇用主として保護観察所に登録していることを受託者に情報提供することに同意している事業主をいう。
- (4) 「刑務所出所者等就労支援事業専用求人」は、刑務所出所者等の雇用を確保する観点から、刑務所出所者等にのみ紹介を行い、一般の求職者に紹介を行わない求人をいう。
- (5) 「受刑者等専用求人」は、「刑務所出所者等就労支援事業専用求人」のうち、特定の矯正施設に収容されている受刑者等を紹介対象として指定する求人であって、当該矯正施設の受刑者等に対し矯正施設所在中から採用面接を行うものをいう。

### 3 事業期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

### 4 入札

東京都、神奈川県、愛知県、大阪府及び福岡県の5都府県を事業実施対象地域とし、それぞれで入札を実施する。

### 5 事業の内容等

- (1) 啓発・支援業務
  - ① 対象事業主
    - イ 協力雇用主
    - ロ 人手不足分野の事業主その他刑務所出所者等の雇用が見込まれる事業主
  - ② 実施内容

受託者は、求人確保に資することを目的として、協力雇用主等支援員に対して、次のイからハまでのとおり、啓発・支援業務を実施させるものとする。

イ 刑務所出所者等の雇用に関する周知・啓発を行うこと。

ロ 労働市場情報、刑務所出所者等の求職情報、刑務所出所者等の雇用に係る助成金等をはじめとする各種事業主援助措置（刑務所出所者等の雇用以外に関するものも含む。）に関する情報等、求人確保に当たって効果的な情報の提供を行うこと。

ハ 刑務所出所者等の雇用管理に関する助言を行うこと。

## (2) 求人開拓業務

### ① 対象求人

求人開拓業務の対象となる求人は、②に掲げる事業主からの求人であって、次のイからニまでのいずれにも該当するものとし、刑務所出所者等のニーズを踏まえたものとする。

イ 事業実施対象地域内に所在する事業所のものであること。

ロ 事業実施対象地域内を就業地とするものであること。

ハ 原則として、雇用保険一般被保険者となることが見込まれるものであること。

ニ 刑務所出所者等就労支援事業専用求人であること。

### ② 対象事業主

イ 協力雇用主

ロ 人手不足分野の事業主その他刑務所出所者等の雇用が見込まれる事業主

### ③ 実施内容

受託者は、協力雇用主等支援員に対して、次のイからハまでのとおり求人開拓業務を実施させるものとする。なお、接触した事業所から、対象求人に該当しない求人を提出する意向があることを把握した場合は、当該事業所管轄の公共職業安定所（以下「管轄安定所」という。）の利用を案内するとともに、その旨を速やかに管轄安定所へ連絡すること。

イ 求人申込書未提出事業所（これまで刑務所出所者等就労支援事業専用求人を提出したことがない事業所又は現在有効な刑務所出所者等就労支援事業専用求人を提出していない事業所をいう。以下同じ。）に対し、求人申込書（公共職業安定所に求人を出したことがない事業所にあつては事業所登録シートを含む。以下同じ。）提出を勧奨すること。

ロ 矯正施設を管轄する公共職業安定所から受刑者等専用求人の開拓依頼があつた場合は、依頼に基づき、対象事業主に対し求人申込書の提出を勧奨すること。

ハ 求人申込書を受け取った場合は、内容を確認の上、管轄安定所に提出すること。

ニ 求人申込書未提出事業所が、後日求人申込書を提出する意向を示した場合等は、聴取した情報について、管轄安定所に提出すること。

ホ 求人開拓時には、紹介に当たり希望する事項等の把握に努め、把握できた事項を補足事項として管轄安定所に報告すること。

ヘ 管轄安定所において、求人申込書の完全記入が確認され、求人受理が行われたことをもって、当該求人申込に係る求人開拓が統計上実施されたものとする。

## (3) 情報収集業務

### ① 対象情報

情報収集業務により収集する情報は、次のとおりとする。

イ 刑務所出所者等の雇用に関する事業主の要望

- ロ 対象事業主に雇用されている刑務所出所者等の就労状況
  - ハ その他厚生労働省が刑務所出所者等の就労支援のために必要と認める情報
- ② 対象事業主
- イ 協力雇用主
  - ロ 人手不足分野の事業主その他刑務所出所者等の雇用が見込まれる事業主
- ③ 実施内容
- 受託者は、協力雇用主等支援員に対して、次のイ及びロのとおり情報収集業務を実施させるものとする。
- イ 対象事業主から、対象情報を収集すること。
  - ロ 収集した情報を別途定める区分に基づき整理・分析すること。
- (4) 関係機関との連携
- 受託者は、関係機関（労働局、公共職業安定所、矯正施設、保護観察所その他の刑務所出所者等を支援する団体等）と連携・協力して本事業を実施すること。
- また、啓発・支援業務及び求人開拓業務の実施方法について、関係機関と必要な調整を行うこと。
- (5) 実施状況の報告
- 受託者は、啓発・支援業務及び求人開拓業務については、前月までの業務の実施状況を取りまとめ、毎月15日までに、情報収集業務については、各年度において四半期ごとの実施状況を取りまとめ、翌月（7月、10月、1月）の15日（第4四半期分は3月の最終開庁日）までに、それぞれ様式1～3により厚生労働省に報告する。
- (6) 事業開始時の手続
- ① 受託者は、労働局から4月10日までに、協力雇用主名簿を受領する。
  - ② 受託者は、協力雇用主に対して本事業を実施する場合は、本事業の業務により当該協力雇用主に接触する前に、当該協力雇用主への電話連絡その他の接触手段の具体的実施方法について、協力雇用主の所在地を管轄する保護観察所と調整する。
  - ③ 受託者は、求人開拓業務の詳細な事務の取扱に関して、事前に労働局職業安定部の刑務所出所者等就労支援担当者とイからハまでの事項について調整する。
    - イ 求人開拓において受け取った求人申込書や、聴取した情報等の管轄安定所への提出方法
    - ロ 求人開拓の際に接触した事業所が事業所登録されていなかった場合に、受託者が同事業所に働きかけるべき事業所登録の方法
    - ハ その他労働局が事業実施に当たって調整が必要と認める事項
  - ④ 受託者は、労働局を通じ、又は公共職業安定所に連絡を行い、労働局及び事業実施対象地域内の公共職業安定所の担当者を確認するとともに、連絡先（メールアドレス、内線番号、担当者不在時の副担当等）を確認し、連絡先リストを整備する。
- (7) 事業の実施方法
- ① 受託者は、労働局、公共職業安定所、矯正施設、保護観察所その他の刑務所出所者等を支援する団体と連携・協力して本事業を実施する。

また、事業実施対象地域に設置される、刑務所出所者等就労支援事業の関係機関を構成員とした刑務所出所者等就労支援事業協議会及び刑務所出所者等就労支援事業連絡会に出席し、関係機関との情報共有を行う。
  - ② 受託者は、協力雇用主として登録されていない事業主に対して本事業を実施する場合、併せて、当該事業主に対して協力雇用主への登録を勧奨する。

- ③ 受託者の創意工夫を最大限活用する観点から、(6)②及び③を除く事業実施方法等については、受託者の創意工夫に委ねるものとする。
- (8) 事業実施後の手続
- ① 求人申込書の受理  
管轄安定所は、受託者から提出された求人申込書を受理する。なお、求人申込書の作成に当たっては、管轄安定所が、必要に応じて、事業主から補足情報を収集するなどして、補足、補正を行う。
- ② 受託者への連絡  
管轄安定所は、本事業による求人を受理した場合、速やかに、その旨を受託者に連絡する。
- ③ 事業活動の記録  
受託者は、本事業の各業務ごとに、各業務により接触した事業所の名称、接触した日、接触の方法（訪問、郵便、電話等の別）、接触の結果その他の所要の事項を記録し、当該接触した日の属する年度の終了後5年間保管するものとする。
- (9) 関係機関の協力
- ① 受託者は、公共職業安定所から、労働市場情報、人手不足分野の事業主その他刑務所出所者等の雇用が見込まれる事業主の情報及び管轄内における刑務所出所者等の求職状況の提供を受けることができる。
- ② 安定所は、効率的な本事業の実施を図るため、受託者に対し、受託者を通さず直接受理した次の求人に係る事業所の名称、住所及び郵便番号を提供する。
- イ 毎月の第1営業日における有効対象求人  
ロ 日々新規に受理した有効対象求人
- ③ 受託者は、矯正施設及び保護観察所に対し、矯正施設において実施されている職業訓練に関する広報資料、協力雇用主開拓のためのパンフレットその他受託者が本事業を実施するに当たって有益となる刑務所出所者等の雇用に関する資料を提供するよう求めることができる。
- (10) 受託者の遵守事項  
受託者は、本事業の実施に当たり、次の規範を遵守しなければならない。
- ① 支援事業を実施するときは、本事業の受託者であることを明らかにすること。
- ② 本事業の過程で知り得た個人情報及び事業所情報（公共職業安定所が提供する情報を含む。）は、本事業の範囲内でのみ収集し、保管し、又は使用すること。
- ③ 業務上知り得た秘密の取扱いは、厚生労働省の指示に従うものとし、それ以外の場合に他に漏らしてはならないこと。
- ④ 本事業により得た情報に関し、把握した重要な事実を隠すこと、把握した事実以外の内容を追加、変更してはならないこと。
- ⑤ 金品をもって求人を勧誘してはならないこと。
- ⑥ 本事業の活動において、利用者等からいかなる料金、手数料、実費の類（国の委託費を除く。）も徴収してはならないこと。
- ⑦ 本事業の名称を本事業以外の目的に使用してはならないこと。
- ⑧ 本事業の活動として事業所と接触した際に、同時に、自らの他の事業活動を行ってはならないこと。

## 6 事業の実施体制の確保

- (1) 受託者は、関係機関と連携し、本事業を円滑かつ効果的に実施するため、協力雇用主等支援員を配置するとともに、落札後速やかに、事業の実施体制が確保されていることが分かる配置図等の書類を厚生労働省に提出すること。

- (2) 協力雇用主等支援員は、以下に例示するような者を配置することが望ましい。
- ① キャリアコンサルタント、産業カウンセラー等の資格保持者、企業の人事労務管理に関する知識・経験を有する者又は職業相談・職業紹介に関する知識・経験を有する者
  - ② 労働局管内の商工・労働分野について見識を有する者
  - ③ 矯正・更生保護行政について見識を有する者
- (3) 協力雇用主等支援員その他本業務に従事する者は以下の事項を遵守すること。
- ① 本事業従事期間中に別事業と兼務する場合は、業務日報等において勤務日数、時間等を管理し、当該事業に係る活動日数、勤務時間報告等において本事業に従事した時間を把握すること。
  - ② 本事業の職務上で知り得た秘密については、厚生労働省の求めに応じる場合を除き、契約期間終了後も漏らしてはならない。
  - ③ 本事業を介して政治的行為をしてはならない。
  - ④ 本事業で取得した個人情報や事業主に係る情報については、情報漏洩が起きることがないように、十分に適切な管理を行うこと。また、本事業以外に当該情報を使用することがないように管理を徹底すること。

## 7 事業の実施により確保されるべき質に関する事項

### (1) 業務履行の遵守

本事業の実施に当たっては、実施要項のほか本仕様書に沿った対応をし、業務の履行を遵守すること。

### (2) 事業の目標

本事業の実施に関して確保されるべき質を確保するため、それぞれに示す数値のとおり要求水準を設定する。

なお、第1の5(5)の報告の都度実施状況を確認し、必要に応じて、受託者に対して必要な措置を採るべきことを指示する。

地域名	求人開拓業務等における接触事業者数(※)	目標開拓求人数
東京都	3,500 者	1,600 人
神奈川県	1,000 者	1,000 人
愛知県	1,300 者	1,000 人
大阪府	3,000 者	1,600 人
福岡県	1,500 者	1,000 人

※啓発・支援業務、求人開拓業務及び情報収集業務における接触事業者数の総計であり、重複計上を含む(1度の接触で、全ての業務を行った場合は3者と計上)。

## 第2 委託費の支払いに関する事項

### 1 委託費の経費の内容

受託者が、委託費として計上することができる経費は、本事業の実施に必要な経費に限られており、本事業の目的・性質になじまない経費を委託費に計上することはできないこと。

また、経費の支払いに当たっては、合理性かつ効率性等を踏まえることとし、精算時に受託者の支出経費について精査し、不適切と認められた場合、その経費を委託費で支弁しない。

なお、契約額を超える額については、受託者の負担とする。

## 2 委託費の概算による支払いの取扱い

委託費は事業終了後の精算払が原則であり、概算による支払いを希望する場合であっても、別途、財務省関係部局との協議を経て承認されることが必要となるため、必ずしも概算による支払いができるものではないことに留意すること。

## 3 会計手続に関する受託者の責務

(1) 受託者は事業終了後においても、精算の完了まで責任を持って対処することとし、翌年度の事業を受託していない場合、事業が廃止されている場合であっても、責任を免れることはできないこと。

なお、事業終了後の精算に関する受託者の人件費等の経費が生じる場合は、受託者の負担とすること。

(2) 受託者は、請求する経費の根拠資料（貸金台帳、本事業への従事状況が確認できる業務日報、領収書等）を整備し、厚生労働省から求めがあった場合は、速やかに提示できるようにしておくこと。

(3) 受託者は、備品等財産の取得が必要と考える場合には、品目、必要性、個数、管理方法等について、事前に厚生労働省と協議することとし、当該協議の上、財産を取得した場合には、取得費用、保守・保管は委託費にて支弁すること。

また、当該財産の処分等については、契約書に基づくこと。

なお、協議がない場合には、委託費での支弁は認められないこと。

(4) 受託者は、落札後速やかに厚生労働省と協議の上、経費の支出に関しての規程を作成し、契約締結後において当該規程の遵守に努めなければならないこと。

(5) 委託費の経理に関し、他の事業の経理と区分して行うこと。

## 4 法令変更による増加費用及び損害の負担

法令の変更により受託者に生じた合理的な増加費用及び損害は、(1)から(3)までに該当する場合には厚生労働省が負担し、それ以外の法令変更については受託者が負担する。

(1) 本業務に類型的又は特別に影響を及ぼす法令変更及び税制度の新設

(2) 消費税その他類似の税制度の新設・変更（税率の変更含む）

(3) 上記(1)及び(2)のほか、法人税その他類似の税制度の新設・変更以外の税制度の新設・変更（税率の変更含む）

## 第3 受託者が厚生労働省に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他適正かつ確実な実施の確保のために受託者が講ずべき措置

### 1 報告等

受託者は、厚生労働省に対し、本事業の契約に基づく報告をすること。

厚生労働省は報告を受け、業務の適正かつ確実な実施を確保するため、必要に応じ受託者との情報交換を行う。

また、別途、厚生労働省の必要に応じて報告等を求められた場合は、適宜対応するものとする。



## 2 調査

厚生労働省は、本事業の適正かつ確実に実施を確保するために、必要があると認めるときは、法第 26 条第 1 項に基づき、受託者に対し報告を求め、又は事務所等に立ち入り、実施の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

立入検査を実施する厚生労働省の職員は、検査等を行う際には、当該検査が法第 26 条第 1 項に基づくものであることを受託者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に掲示する。

## 3 指示

厚生労働省は、本事業の適正かつ確実に実施を確保するために、必要があると認めるときは、受託者に対し必要な措置をとるべきことを指示することができる。

## 4 秘密の保持

受託者は、本事業に関して厚生労働省が開示した情報等（公知の事実等を除く。）及び事業遂行過程で作成した提出物等に関する情報を漏洩してはならないものとし、そのための必要な措置を講ずること。受託者（法人である場合はその役員）若しくはその職員その他の本事業に従事している者又は従事していた者は業務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、法第 54 条により罰則の適用がある。

## 5 個人情報の取扱い

受託者は、個人情報を収集及び保管し、又は使用するに当たっては、本事業の実施に必要な範囲内でこれらの個人情報を収集及び保管し、又は使用しなければならない。受託者は、個人情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

## 6 契約に基づき受託者が講ずべき措置

### (1) 事業の開始及び中止

- ① 受託者は、締結された本契約に定められた事業開始日に、確実に本事業を開始しなければならない。
- ② 受託者は、やむを得ない事由により、本事業を中止しようとするときは、あらかじめ厚生労働省の承認を受けなければならない。受託者は、本事業を中止する場合には、厚生労働省の求めに応じ、(2)②の「終了時の引継方法」に準じた引継ぎを行わなければならない。

### (2) 事業の実施体制及び引継ぎ

#### ① 事業の実施体制

受託者は、本事業を適切に実施するため、事業開始に当たり、第 1 の 7 の実施体制を確保すること。

#### ② 事業開始前及び終了時の引継方法

受託者は、本事業の契約期間が開始する前に、本事業を行っている者から事前に十分な引継ぎを受けること。当該引継ぎに要する費用は受託者の負担とし、事業実施に必要な知見等の移転が終了するまで行うものとする。なお、契約期間開始前に事業を行っていた者が引き続きその事業を行うこととなる場合には、この限りではない。

また、本事業の契約期間が終了する際、受託者は本事業を引き継ぐ者に対し、厚生労働省の指示に従い、事前に十分な引継ぎを行うこと。当該引継ぎに要する費用は引継ぎを受ける事業者の負担とし、本事業を引き継ぐ者が決定次第速やかに引継ぎを開始して、業務に必要な知見等の移転が完了するまで行うものとする。なお、契約期間終了後に引き続きその者が事業を行うこととなる場合には、この限りでない。

(3) 公正な取扱い

- ① 受託者は、本事業の実施に当たって、利用者に均質かつ適切なサービスを提供し、正当な理由なくサービスの提供を拒んではならない。
- ② 受託者は、本事業における利用者の取扱いについて、自らが行う他の事業における利用の有無等により区別してはならない。

(4) 金品等の授受の禁止

受託者は、本事業を遂行する上で必要な経理事務等の適法かつ適正な金品等の授受以外で金品等を受け取ること又は与えることをしてはならない。

(5) 宣伝行為の禁止

- ① 受託者及び本事業に従事する者は、厚生労働省や本事業の名称又はその一部を用いて、本事業以外の自ら行う事業の宣伝に利用すること（一般的に会社案内資料に列挙されるような受注実績の一つとして、事実を示す場合等を除く。）及び当該自ら行う事業の一部であるかのように誤認するおそれのある行為をしてはならない。
- ② 受託者及び本事業に従事する者は、本事業の実施に当たって、自らが行う他の事業の宣伝を行ってはならない。

(6) 法令の遵守

受託者は、本事業を実施するに当たり適用を受ける関係法令等を遵守しなければならない。

(7) 安全衛生

受託者は、本事業に従事する者の労働安全衛生に関する労務管理については、責任者を定め、関係法令に従って行わなければならない。

(8) 記録・帳簿書類等

受託者は、本事業に関して作成した記録や帳簿類を、事業を終了し、又は中止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(9) 権利の譲渡

受託者は、原則として本契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

(10) 権利義務の譲渡

- ① 本事業の結果に関する著作権等の権利は、厚生労働省に帰属する。
- ② 本事業の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利に抵触するときは、受託者の責において必要な措置を講じなければならない。

(11) 取得した個人情報の利用の禁止

受託者は、本事業によって取得した個人情報を、自ら行う事業又は厚生労働省以外の者との契約（本事業を実施するために締結した他の者との契約を除く。）に基づき実施する事業に用いてはならない。

(12) 再委託の取扱い

- ① 受託者は、本事業の実施に当たり、その全部を一括して第三者（受託者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に再委託してはならない。また、再々委託は一切してはならない。

- ② 受託者は、本事業の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合は、原則として、あらかじめ再委託に関する事項（再委託先の住所、名称、再委託先に委託する事業の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の事業遂行能力並びに報告徴収その他の業務管理方法）について記載しなければならない。また、再委託の割合は委託費全体の50%を超えてはならない。
- ③ 受託者は、本契約締結後事情の変更等により再委託を行おうとする場合には、再委託先に関する事項を明らかにした上で、事前に厚生労働省の承認を受けなければならない。
- ④ 受託者は、②及び③により再委託を行う場合には、再委託先から必要な報告を徴収することとする。
- ⑤ 再委託先は、第3の4から6までに掲げる事項その他について、受託者と同様の義務を負うものとする。
- ⑥ 受託者が再委託先に業務を実施させる場合は、全て受託者の責任において行うこととし、再委託先の責めに帰すべき事由が生じた場合は、受託者の責めに帰すべき事由とみなし、受託者が必要な措置を講ずることとする。

(13) 契約内容の変更

受託者及び厚生労働省は、軽微な変更を除き、本事業のさらなる質の向上の推進又は経済情勢の変動、天災地変の発生その他契約の際、予測できなかった著しい変更が生じたことにより本契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由を提示し、それぞれの相手方の承認を受けるとともに、法第21条の規定に従った適切な手続を行わなければならない。

ただし、厚生労働省は、次のいずれかに該当するときは、受託者にその旨を通知するとともに、受託者と協議の上、契約を変更することができる。

- ① 本業務に類型的又は特別に影響を及ぼす法令変更及び税制度の新設
- ② 消費税その他類似の税制度の新設・変更（税率の変更含む）
- ③ 上記①及び②のほか、法人税その他類似の税制度の新設・変更以外の税制度の新設・変更（税率の変更含む）

(14) 契約解除

厚生労働省は、受託者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- ① 偽りその他不正行為により落札者になったとき。
- ② 法第14条第2項第3号又は第15条において準用する第10条（第11号を除く。）の規定により民間競争入札に参加する者に必要な資格の要件を満たさなくなったとき。
- ③ 法第20条第1項の規定による契約に従って本事業を実施できなかったとき、又はこれを実施することができないことが明らかになったとき。
- ④ ③に掲げる場合のほか、法第20条第1項の契約において定められた事項について重大な違反があったとき。
- ⑤ 法令又は契約に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。
- ⑥ 法令又は契約に基づく指示に違反したとき。
- ⑦ 受託者又はその他の本事業に従事する者が、法令又は契約に違反して、本事業の実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用したとき。
- ⑧ 受託者又はその他の本事業に従事する者が、法令又は契約に違反して、本事業の実施に関して知り得た情報を目的外に利用したとき。

⑨ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）関係者を、事業を統括する者又は従業員としていることが明らかになったとき。

⑩ 暴力団第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき。

(15) 契約解除時の取扱い

① (14)の各号に該当し、契約を解除した場合には、厚生労働省は受託者に対し、当該解除の日までに本事業を契約に基づき実施した期間に係る委託費を支払うものとする。

② ①の場合において、受託者は、契約金額の110分の100に相当する金額の100分の10に相当する金額を違約金として厚生労働省の指定する期間内に納付しなければならない。

③ 厚生労働省は、受託者が②の規定による金額を国の指定する期日までに支払わないときは、その支払期間の翌日から起算して支払いのあった日までの日数に応じて、年100分の5の割合で計算した金額を延滞金として納付させることができる。

④ 厚生労働省は、契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。なお、厚生労働省から受託者に損害賠償を請求する場合において、原因を同じくする支払済の違約金がある場合には、当該違約金は原因を同じくする損害賠償について、支払済とみなす。

(16) 契約の解釈

本契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、受託者と厚生労働省が協議するものとする。

#### 第4 受託者が本事業を実施するに当たり第三者又は国に損害を加えた場合において、その損害賠償に関し契約により当該受託者が負うべき責任に関する事項

##### 1 第三者に損害を与えた場合

本事業を実施するに当たり、受託者又はその職員その他の本事業に従事する者が故意又は過失により第三者に損害を加えた場合における当該損害に対する賠償については、次に定めるところによる。

(1) 厚生労働省が国家賠償法（昭和22年法律第125号）第1条第1項に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、厚生労働省は受託者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について厚生労働省の責めに帰すべき理由が存する場合は、厚生労働省が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。

(2) 受託者が民法（明治29年法律第89号）第709条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について厚生労働省の責めに帰すべき理由が存するときは、受託者は厚生労働省に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができる。

##### 2 厚生労働省に損害を与えた場合

本事業を実施するに当たり、受託者又はその職員その他の本事業に従事する者が故意又は過失により厚生労働省に損害を与えた場合には、受託者は当該損害に対する賠

償の責めに任ずるものとする（ただし、当該損害の発生につき、厚生労働省の責めに帰すべき理由が存するときは、当該厚生労働省の過失割合に応じた部分を除く。）。

## 第5 受託者の主な責務等

### (1) 罰則規定

- ① 法第25条第2項の規定により、本事業に従事する受託者は、刑法（明治40年法律第45号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。
- ② 法第54条の規定により、本事業の実施に関し知り得た秘密を漏らし、又は盗用した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処される。
- ③ 法第55条の規定により、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者、あるいは指示に違反した者は、30万円以下の罰金に処される。
- ④ 法第56条の規定により、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、法第55条の違反行為をしたときは、行為者が罰せられるほか、その法人又は人に対して同条の刑が科される。

### (2) 会計検査

受託者は、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第23条第1項第7号に規定する者に該当することから、会計検査院が必要と認めるときには、同法第25条及び第26条により、同院の实地検査を受け、又は同院から資料・報告等の提出を求められ、若しくは質問を受ける場合がある。